

第 1563 号 (週刊)

春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

<http://kasugaiminsyo.st1.jp>

まもなく「特別徴収税額決定通知書」が送付されてきます

えっ、自治体が個人情報(マイナンバー)を「組織的」に漏えい?!

平成 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税・特別徴収税額の決定、変更通知書 (特別徴収義務者用)

市町村民税 第 三 号 様式

〒

市 区 町 村

〒

市 区 町 村

特別徴収税額		徴収 人 員		納税 人 員	
		氏 名	年 齢	氏 名	年 齢
月 額	年 額				
1月	12月				
2月	24月				
3月	36月				
4月	48月				
5月	60月				
6月	72月				
7月	84月				
8月	96月				
9月	108月				
10月	120月				
11月	132月				
12月	144月				
合 計	156月				

地方税法第14条及び第22条の4(第23条の4)第1項第2号に特別徴収義務者(徴収義務者)の指定によって、当該徴収義務者に属する「市町村民税及び道府県民税の納税義務」を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

平成 年 月 日

市町村民 氏 名 印

〒

市 区 町 村

〒

市 区 町 村

特別徴収税額		徴収 人 員		納税 人 員	
		氏 名	年 齢	氏 名	年 齢
月 額	年 額				
1月	12月				
2月	24月				
3月	36月				
4月	48月				
5月	60月				
6月	72月				
7月	84月				
8月	96月				
9月	108月				
10月	120月				
11月	132月				
12月	144月				
合 計	156月				

地方税法第14条及び第22条の4(第23条の4)第1項第2号に特別徴収義務者(徴収義務者)の指定によって、当該徴収義務者に属する「市町村民税及び道府県民税の納税義務」を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

平成 年 月 日

市町村民 氏 名 印

〒

市 区 町 村

〒

市 区 町 村

特別徴収税額		徴収 人 員		納税 人 員	
		氏 名	年 齢	氏 名	年 齢
月 額	年 額				
1月	12月				
2月	24月				
3月	36月				
4月	48月				
5月	60月				
6月	72月				
7月	84月				
8月	96月				
9月	108月				
10月	120月				
11月	132月				
12月	144月				
合 計	156月				

地方税法第14条及び第22条の4(第23条の4)第1項第2号に特別徴収義務者(徴収義務者)の指定によって、当該徴収義務者に属する「市町村民税及び道府県民税の納税義務」を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

平成 年 月 日

市町村民 氏 名 印

〒

市 区 町 村

〒

市 区 町 村

特別徴収税額		徴収 人 員		納税 人 員	
		氏 名	年 齢	氏 名	年 齢
月 額	年 額				
1月	12月				
2月	24月				
3月	36月				
4月	48月				
5月	60月				
6月	72月				
7月	84月				
8月	96月				
9月	108月				
10月	120月				
11月	132月				
12月	144月				
合 計	156月				

地方税法第14条及び第22条の4(第23条の4)第1項第2号に特別徴収義務者(徴収義務者)の指定によって、当該徴収義務者に属する「市町村民税及び道府県民税の納税義務」を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

平成 年 月 日

市町村民 氏 名 印

〒

市 区 町 村

〒

市 区 町 村

特別徴収税額	
--------	--

▲自治体から送られてくる特別徴収税額決定通知書。
今年から氏名の横に、個人番号欄が追加されています。

春日井市は5月15日から順次発送予定です

まもなく、各自治体から住民税の特別徴収（従業員の市県民税を給料から天引きすること）を行っている事業所に「特別徴収税額決定通知書」（第3号様式）が送られてきます。今回の通知書の書式には「個人番号（マイナンバー）」記載欄が設けられ、多くの自治体で従業員の個人番号を記載した通知書を送るとしています。

個人番号の提供がない従業員の個人番号も事業所に送付

従業員が本人の意思により事業所に個人番号を提示していない場合でも、自治体からの決定書によって事業所が従業員の個人番号を知りえるということで、自治体が重大な個人情報組織的に漏えいしたといわざるをえない状況が生じます。（ちなみに納税者本人あての通

通知書には個人番号は記載されません）

しかも、春日井市も含め多くの自治体が決定書を普通郵便で送付するため、個人番号が第三者へ流出・漏えいする危険もいっそう増えることになります。ちなみに情報漏えいや誤配達のリスクなどから名古屋市は個人番号を記載しないことを決定しています。

特別徴収事務に個人番号は不要

総務省は、自治体向け事務連絡で「個人番号利用事務実施者である市区町村が個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者に対して、事務を処理するために必要な限度で個人番号を含む特定個人情報を提供する場合、本人が事業者に対して個人番号を提供したか否かは要件とはされていません」として、個人番号を提供しなかった者の個人番号を決定書に記載することを正当化していますが、従来、個人番号が無くても特別徴収事務はなんの支障もなく行われてきており、「事務処理のために必要な限度で個人番号を含む特定個人情報を提供する」とする総務省の「見解」も理由がありません。

送付された決定書に個人番号があれば返送しよう

従業員から提供されていない個人番号を事業所が一方的に受け入れると、労使関係にも重大な問題を引き起こす可能性があります。個人情報漏えいのリスクも増えます。したがって、個人番号の記載された決定書はそれぞれの自治体に送り返し、あらためて個人番号記載のない決定書の交付を求めましょう。

対象になる事業所の方、ご不明な点がある方は事務所までお問い合わせください。

春日井民商第51回定期総会に参加ください！

と き： 6月2日(金)
午後6時30分～
ところ： グリーンパレス春日井
1階第1会議室

会員ならどなたでも参加できます。
お弁当も用意しますので積極的な
参加をお願いします。



簿記教室6月13日(火)スタート!

日 程：6月13日からの毎週火曜日 14時～16時
(全8回を予定)

受講料：民商会員 10,000 円 会員以外 15,000 円
※これまでに春日井民商の簿記教室を受講された
ことのある方は、無料で再受講できます。

毎月15日までの会費納入にご協力をお願いします。 会計 山崎孝亀